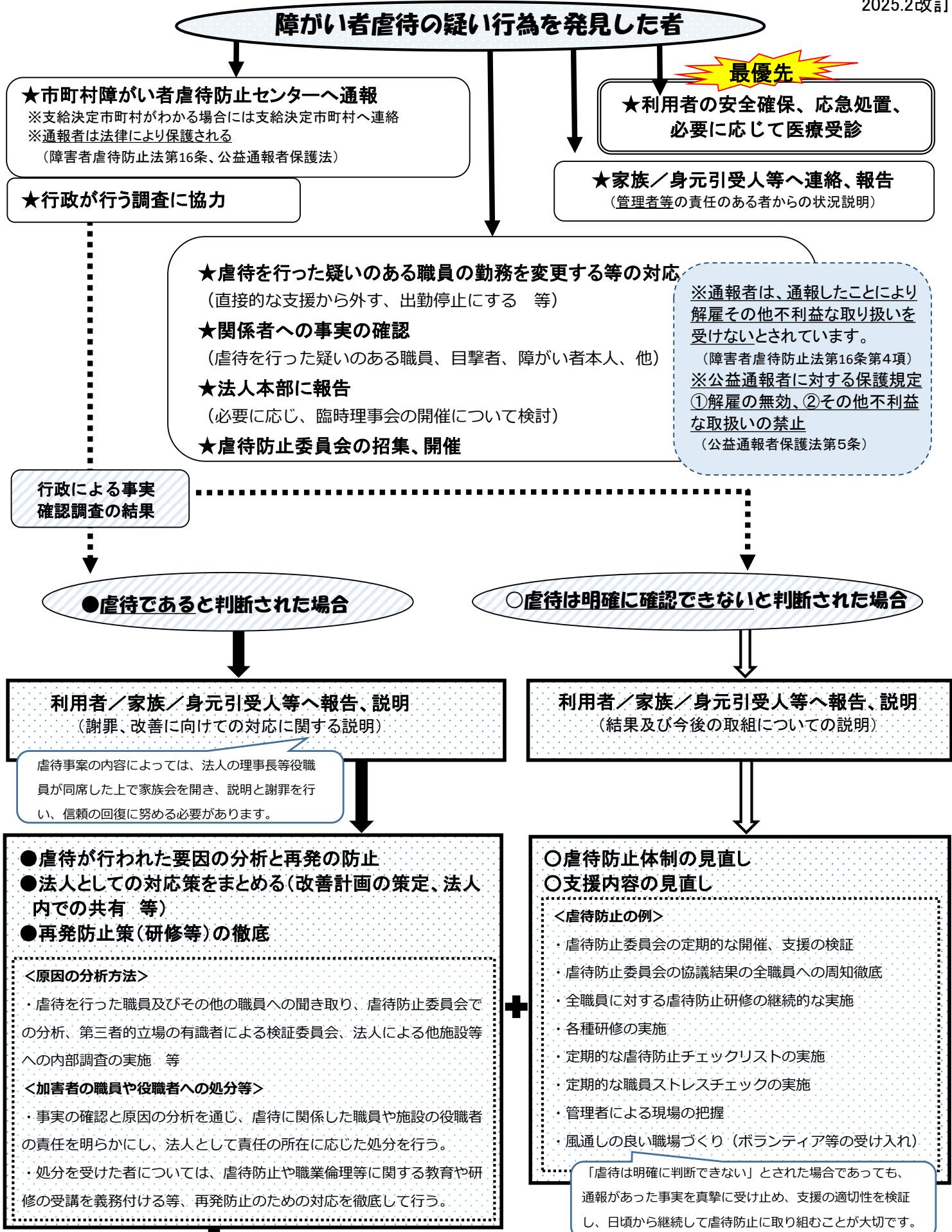


障がい者虐待について障害者福祉施設等がとるべき対応フロー図

(参考例)長野県健康福祉部障がい者支援課

2018.6作成

2025.2改訂





●虐待事案発生後の中長期的な対応

- ・虐待防止委員会を開催し、改善状況の把握や事業所が講じた虐待防止措置の検証を行う。また、虐待が起こりやすい職場環境の確認を行う。
- ・虐待を行ってしまった職員と定期的に面接を行い、支援手法やストレスケアについてアフターフォローを行う。
- ・改善状況確認のための行政による聞き取りに真摯に対応する。

虐待事案を一過性の出来事と考えず、継続的な虐待防止の取組を行い、事業所全体の虐待防止意識の醸成につなげていくことが大切です。

通報について

- 障害者虐待防止法では、事業所内で障害者虐待の疑いのある事案が発生した場合、通報は「義務」となります。そのため、「通報しない」という選択肢はありません。虐待を行ったと思われる職員に対して管理者等が注意するだけで終わらせ、通報を控えることも許されません。必ず通報を行ったうえで、市町村や都道府県による事実確認を

日常的な虐待防止対策について

- 虐待を疑う事案が発生する前から、日常的に虐待防止対策を講じることは重要です。事業所における虐待防止対策は義務化されており、令和6年4月以降は以下の虐待防止措置が未実施の事業所に対し、減算規定が設けられています。

★虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること

(取組例 毎月の職員会議前に開催し、日々のヒヤリ・ハットや苦情を検証するとともに、職員会議で周知する。)

★従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

(取組例 年2回全職員を対象に開催。上半期は外部講師、下半期は内部講師で県の虐待防止研修の伝達研修を実施。)

★上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(取組例 サービス管理責任者を虐待防止担当者として位置づける。)

★義務化された虐待防止措置以外でも、このような虐待防止対策を講じている事業所があります。

- ・全職員を対象に虐待防止セルフチェックリスト・虐待の芽セルフチェックリストによるアンケートを実施している。
- ・他事業所の見学を実施し、他事業所の取り組みを参考にするとともに自事業所の取組を定期的に確認する。
- ・実習生やボランティアを受け入れ、第三者の目が入るようにしている。
- ・日常の支援で直面する課題について、定期的に少人数でグループワークを行う。

- 身体拘束についても、以下の取組が義務化されており、令和6年4月から、身体拘束廃止未実施減算額の引上げが行われています。(適切な手順を踏まない身体拘束は、身体的虐待に該当します。)

★やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

★身体拘束適正化委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

★身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

★従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的に実施すること。